

鷺別支所若草分室及び登別温泉支所の廃止方針（案）並びに支所設置条例の一部改正（案）に係る意見公募（パブリックコメント）の実施について

（１） 鷺別支所若草分室及び登別温泉支所を廃止する方針（案）とした背景

本市の人口は、昭和 58 年の約 5 万 9 千人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、今から 27 年後の 2045 年（平成 57 年）には 31,170 人となる見込みであり、地域別人口推移では、富岸・若山地区を除く全ての地区で減少傾向が続き、特に登別温泉・カルルス地区の人口減少率が高くなっている。

本市には、本庁舎のほか 3 支所 1 分室があり、各種証明書の発行等業務を行っているが、平成 29 年度における証明書発行件数は 63,239 件で、そのうち鷺別支所若草分室については 1,326 件（2.10%）で登別温泉支所については 587 件（0.93%）と著しく少ない。

また、鷺別支所若草分室と登別温泉支所の廃止を含めた在り方を検討してきた中で、全国的に導入が進んでいるコンビニエンスストア（以下、「コンビニ」という。）等での各種証明書の交付を受けられるコンビニ交付システムを平成 31 年度中に導入することで、コンビニの位置等から 2 施設を廃止しても市民サービスの低下にはならないものと考えた。

以上のことから、将来人口を見据え、事務事業及び施設運営の効率化を図る点から 2 施設について廃止する方針（案）を定め、また、支所設置条例の一部改正を行うものとする。

（２） 廃止予定施設の名称及び所在地

名 称	所在地
鷺別支所若草分室	登別市若草町 4 丁目 12 番地 5
登別市登別温泉支所	登別市登別温泉町 58 番地 1、58 番地 1 先、58 番地 5、58 番地 5 先

（３） 廃止予定時期

名 称	廃止予定時期
鷺別支所若草分室	平成 31 年度末（平成 32 年 3 月 31 日）までに
登別市登別温泉支所	平成 32 年度末（平成 33 年 3 月 31 日）までに

（４） 添付資料 別紙添付資料①から⑥のとおり

(5) 意見公募（パブリックコメント）について

ア 実施目的

鷺別支所若草分室及び登別温泉支所の廃止方針(案)並びに支所設置条例の一部改正(案)の内容を広く公表し、寄せられた意見を考慮したうえで最終案を決定する。

イ 意見公募案件名

鷺別支所若草分室及び登別温泉支所の廃止方針(案)並びに支所設置条例の一部改正(案)

ウ 実施期間

平成30年11月1日(木)～平成30年11月30日(金)

エ 閲覧場所

市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、総合福祉センターしんた21、市立図書館、市立図書館アーニス分館、市民活動センター及び市民サービスグループの閲覧場所に「案」と「意見書」を備え置く。市公式ウェブサイトにも掲載する。

オ 意見提出

「意見書」または任意の用紙に、案件名、住所、氏名、電話番号、意見を記入して、閲覧場所に設置する意見投函箱に入れる。もしくは、郵便、FAX、Eメールで市民サービスグループへ提出する。

カ 回答方法

寄せられた意見に対する市の考え方(回答)を市公式ウェブサイト、閲覧場所に掲載する。

キ 意見公募後のスケジュール

平成30年12月	生活・福祉委員会で意見公募の結果を報告
平成31年 2月	生活・福祉委員会で支所設置条例の一部改正(案)について情報提供
平成31年 3月	平成31年登別市議会第1回定例会に支所設置条例の一部改正(案)上程